

令和6年4月1日

組合員の皆様へ

大阪協栄信用組合
理事長 船曳・吾

【公告】長期間所在が不明である組合員の除名手続きについて

当組合は、第73期通常総代会（開催予定日：令和6年6月24日(月)）において、当組合定款第16条の規定に基づき、長期間所在が不明である組合員の方（以下「所在不明組合員」といいます。）の除名決議を行うことと致しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 対象となる組合員

以下の要件全てに該当し、組合員資格を有していない又は放棄されたとと思われる組合員の方。

《 要件 》

- (1) 5年以上継続して当組合の事業を利用していない方。
- (2) 令和5年9月以前に当組合の通知又は催告が5回以上継続して返戻された方。
〔但し、同一事業年度で複数回の通知又は催告がなされた場合、当該事業年度になされた通知・催告を併せて1回の通知又は催告とみなします。〕
- (3) 当組合への届出住所等に所在していないことが確認できた方。

※「(除名)対象となる組合員」に該当することにお心当たりのある方で、除名を希望されない場合には、令和6年5月15日(水)までに、組合員様ご本人が、ご本人であることを確認できる書類を当組合本支店の窓口にご持参のうえ、届出住所等の変更手続きを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

2. その他

- (1) 中小企業等協同組合法及び当組合定款の定めるところにより、除名対象に該当する組合員の方は第73期通常総代会において弁明することができます。
- (2) 除名により脱退となる組合員の方は翌年開催する総代会(令和7年6月)以降にご請求いただければ、出資金の払戻を致します。ご本人であることを確認できる書類をご持参のうえ、当組合本支店の窓口へご相談ください。
また、再加入を希望される方も同様に当組合本支店の窓口へご相談ください。

※ ただし、脱退された方が当組合に対する債務がある場合には、当該債務と出資金の相殺や、当該債務を完済するまで、出資金の払戻を停止いたしますのでご注意ください。

以上

【お問い合わせ先】

大阪協栄信用組合 本支店（取引店）

〔お取引店が不明な場合：大阪協栄信用組合 本部（総務部）
TEL：06-6644-6101〕